

大規模養鶏場における飼養衛生管理基準遵守の徹底指導

香川県西部家畜保健衛生所

○奥野和奈、山下洋治

はじめに

近年、国内では高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が毎年発生している。県内でも令和2年度、令和4年度以降4年連続で発生し、農場における発生予防対策の重要性は増しており、家保ではHPAIシーズン前に全農場への立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の不遵守項目の改善を指導している（図1）。

当家保では飼養衛生管理基準35項目のうち、ウイルス侵入防止対策として特に重要な12項目（国一斉点検7項目、県重点指導5項目）について、チェックシートを用いて重点的に確認し、全項目遵守を目指し、継続して指導を行っている（図2）。

令和7年度に管内29農場を立入調査した結果では、15農場が12項目すべて遵守、13農場が概ね遵守となった一方、1農場では4項目のみ遵守という不十分な結果となった。当該農場は、大規模養鶏場であり、HPAI発生時の経済的影響が著しいことから、早急な衛生管理の改善が必要であった。今回、当該農場への指導を強化したところ、改善が見られたため報告する（図3）。

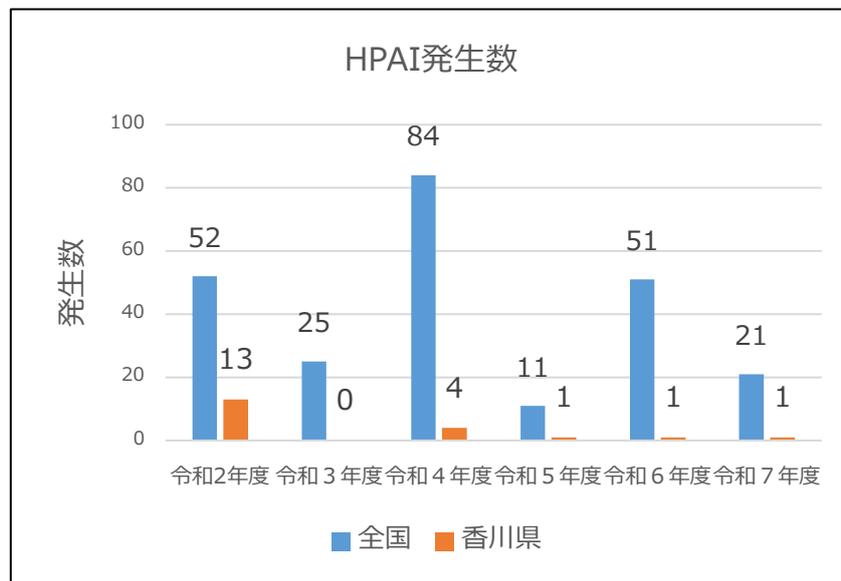


図1:HPAI 発生状況

飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況(鶏)

農場名:

<p>13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分隔板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。 ③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>15 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等</p> <p>①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>21 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用</p> <p>①家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ②履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないよう、着脱前後の靴をすのこ、分隔板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。 ③家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。 ④靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>①野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。 ②定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>26 ねずみ及び害虫の駆除</p> <p>①ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。 ②家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 飼養衛生管理マニュアルの作成・改善及び従事者等への周知</p> <p>①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1)従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2)海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3)海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4)農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5)可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6)持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7)猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8)野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9)農場における防疫のための更衣 (10)手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付 ②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。 ③家きん舎の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。 ②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>31 衛生管理区域から退出する車両の消毒</p> <p>●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し車両の消毒をさせている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</p> <p>●家きん舎の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>8 埋却等に備えた措置</p> <p>●以下の(1)～(3)いずれかの措置を行っている。</p> <p>※以下の(1)～(3)のいずれかの資料を添付 (1)死体の処理に必要な埋却地を確保している。 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 (2)死体の処理に必要な焼却施設を確保している。 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 (3)埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>確認記録</p>	
<p>○年月日: 年 月 日</p>	
<p>○確認者(家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他())</p>	
<p>氏名:</p>	

図 2:12 項目チェックシート

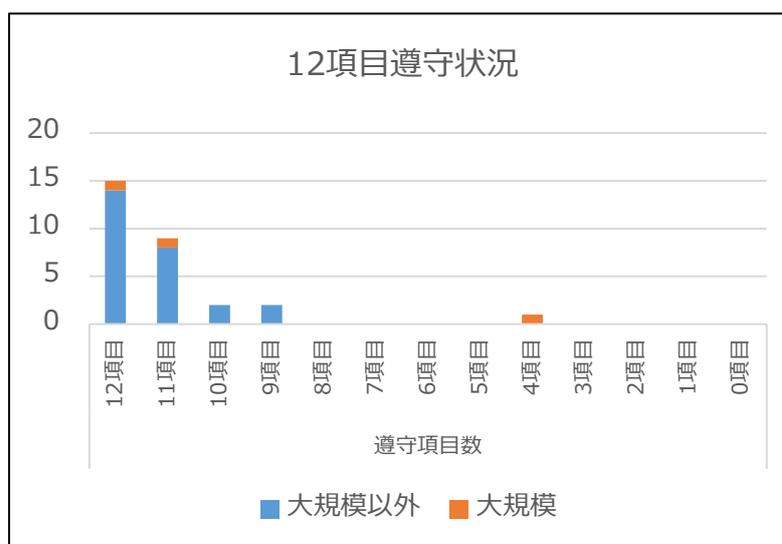


図 3:管内農場立入結果

農場の概要

当該農場は採卵鶏大規模農場で、構造の異なる鶏舎（セミウインドウレス鶏舎、ウインドウレス鶏舎、開放鶏舎）が 22 棟ある。また、敷地内には堆肥舎および GP センターがあり、農場の全体構造が複雑である（表 1）。

農場からおよそ 80m の位置にあるため池には、農場の HPAI 対策として野鳥飛来防止ネットを設置している（写真 1）。

表 1:鶏舎数

	鶏舎数
セミウインドウレス鶏舎	2
ウインドウレス鶏舎	11
開放鶏舎	9
計	22



写真 1:ため池対策

12 項目チェックシートの結果

令和 6 年度の家保立入り時に実施した 12 項目チェックでは、農場や鶏舎の一部での実施に留まっていた項目が多く、農場全体で遵守されていたのは「ねずみ及び害虫の駆除」のみであった。その後、再々指導を行い、衛生管理区域の再設定や長靴の購入など、いくつかの改善に向けた対応が講じられたが、鶏舎数の多さや農場構造の複雑さから全体の遵守には至らなかった（表 2）。

令和7年度もHPAIシーズン前に立入検査を行い、12項目チェックを実施した結果、「ねずみ及び害虫の駆除」に加え、「飼養衛生管理マニュアルの作成・改善及び従事者等への周知」、「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」、「埋却等に備えた措置」の項目でも遵守できていることが確認された（表2）。

表2:令和6年度、7年度チェック状況

○:遵守 x:不遵守

項目	令和6年度	令和7年度
13. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	x	x
14. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	x	x
15. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	x	x
20. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	x	x
21. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	x	x
24. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	x	x
26. ねずみ及び害虫の駆除	○	○
3. 飼養衛生管理マニュアルの作成・改善及び従事者等への周知	x	○
27. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	x	○
31. 衛生管理区域から退出する車両の消毒	x	x
32. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	x	x
8. 埋却等に備えた措置	x	○※廃棄物あり

飼養衛生管理基準遵守のための指導方法

令和6年度に何度も指導したが、令和7年度の遵守状況も十分でなかったため、令和7年度は従来の立入指導に加え、メールおよび電話指導を組み合わせで再々指導した。立入指導時には、これまでの担当者だけでなく農場長・副農場長も参加し、改善への意識付けと迅速な対応を促した。

具体的には、HPAIシーズン前の立入検査時に不備をその場で指導し、指摘箇所を写真で記録した。立入り後には、写真付きで場所と指摘事項をまとめた資料を農場へ共有し、家保・農場双方の共通認識とした（図5）。併せて、指摘事項をリスト化し、各事項の実施予定時期を提出してもらうことで目標管理を行い、改善の先延ばしを防いだ（表3）。



図 5:農場共有資料 (例)

表 3:実施予定時期

場所		指摘事項	実施予定月日
第 2 農場付近		①動噴の設置 (電気工事も含めて早めの実施)	外注業者回答待ち
第 3 農場	入口	②長靴・手指消毒の設置	8 月中
第 5 農場	鶏舎間通路	③ネットの補修	8 月中
	鶏舎入口	④交差汚染対策 (現場の方に確認し設置場所を決定)	8 月中
第 2 農場	鶏舎間の草	⑤除草	除草剤済み
	25 号鶏舎	⑥靴箱の適正な使用	8 月中
	26 号鶏舎	⑦靴箱の適正な使用	8 月中
	21~24 号鶏舎入口	⑧動線対応 (交差汚染対策)	8 月中
堆肥舎	ハウスつきあたり 堆肥舎	⑨壁・ネットの設置・補修	外注業者回答待ち
	貯糞場	⑩ネットの設置・補修	
	包装場	⑪作業時以外は扉を閉める	
	ハウス 0	⑫ネットの設置	
	倉庫	⑬穴・隙間の補修	
	製品置場	⑭壁・ネットの設置・補修	
第 10 農場	7 号、9 号鶏舎	⑮鶏舎ごとの長靴・手指消毒設置	9 月 15 日
	埋却地	⑯整地	廃棄物撤去済み
	11 号鶏舎入口	⑰鶏舎ごとの長靴設置	8 月中
	12 号鶏舎入口	⑱25 号鶏舎と同様に長靴・手指消毒の設置	9 月 15 日
第 1 農場	1~4 号鶏舎	⑲履き替え方法の検討、長靴の設置	9 月 15 日
		⑳ネットの設置	追加整備を依頼
	埋却地	㉑整地	9 月中

結果および具体的な改善例

多数の指摘事項があったが継続的な指導により全ての内容で改善に至った(表4)。具体的には以下のような改善が見られた。

1. 鶏舎の入口

鶏舎専用靴はあったものの、履き替え場所での交差汚染が懸念されたため、動線対応を指導した。すのこの設置、外用・内用靴を区分する靴箱設置など、動線管理の強化が実施された(図6)。

2. 鶏舎間の通路

野生動物侵入防止ネットに大きな隙間があったため、ネットの補修を指導した。該当箇所をネットを二重に設置し、隙間対策が強化された(図7)。

3. 埋却地

12項目チェック時に遵守としていたものの、実際には廃棄物があり埋却が困難な状態であった。指摘後、速やかに廃棄物を除去し、すぐに埋却可能な状態へ改善された(図8)。

4. 堆肥舎

堆肥舎の壁の破損やネット未設置により野生動物や野鳥の侵入が容易な状態だったため、壁やネットの設置・修繕を指導した。自力でネットを設置した後、高所など設置困難な箇所は業者対応を行い、侵入防止が実現した(図9)。



図6:改善例1 鶏舎の入口



図7:改善例2 鶏舎間の通路



図8:改善例3 埋却地



図9:改善例4 堆肥舎

表 4:改善状況

場所		指摘事項	完了
第 2 農場付近		①動噴の設置(電気工事も含めて早めの実施)	R7.9.19 現地確認
第 3 農場	入口	②長靴・手指消毒の設置	長靴:R7.9.29 写真確認 手指消毒:R7.10.31 現地確認
第 5 農場	鶏舎間通路	③ネットの補修	R7.9.19 現地確認
	鶏舎入口	④交差汚染対策(現場の方に確認し設置場所を決定)	R7.9.29 写真確認
第 2 農場	鶏舎間の草	⑤除草	R7.9.18 除草剤済報告あり R7.9.19 現地確認
	25 号鶏舎	⑥靴箱の適正な使用	R7.9.29 写真確認
	26 号鶏舎	⑦靴箱の適正な使用	R7.9.29 写真確認 R7.10.31 消毒確認
	21~24 号鶏舎入口	⑧動線対応(交差汚染対策)	R7.9.29 写真確認
堆肥舎	ハウスつきあたり堆肥舎	⑨壁・ネットの設置・補修	R7.11.13 写真確認
	貯糞場	⑩ネットの設置・補修	R8.1.30 写真確認
	包装場	⑪作業時以外は扉を閉める	R8.1.30 写真確認
	ハウス0	⑫ネットの設置	R8.1.5 写真確認
	倉庫	⑬穴、隙間の補修	R7.12.24 写真確認
	製品置場	⑭壁、ネットの設置・補修	R7.12.24 写真確認
第 10 農場	7 号、9 号鶏舎	⑮鶏舎ごとの長靴・手指消毒設置	R7.9.29 写真確認
	埋却地	⑯整地	R7.8.6 電話確認 R7.9.19 現地確認
	11 号鶏舎入口	⑰鶏舎ごとの長靴設置	R7.9.19 現地確認 R7.9.29 写真確認
	12 号鶏舎入口	⑱25 号鶏舎と同様に長靴・手指消毒の設置	R7.9.29 写真確認
第 1 農場	1~4 号鶏舎	⑲履き替え方法の検討、長靴の設置	R7.10.31 写真確認
		⑳ネットの設置	R7.10.31 写真確認
	埋却地	㉑整地	R7.9.19 現地確認

まとめ

本指導により、12 項目の全てで遵守状況が向上し、飼養衛生管理が大幅に改善された(表 5)。家保の長年の指導に加え、今年度導入した以下の工夫が改善効果を高めたと考えられる。

1. 写真付きで指摘事項をまとめた資料の作成・共有により、農場も家保も状況

が把握しやすく、指摘事項を忘れることなく対応可能となった。

2. 指摘事項ごとの具体的実施予定時期の提出により、改善の先延ばし防止を図った。

3. メールや電話等も活用し繰り返し指導を実施した。これらの方法は詳細に進捗状況を確認できる、農場に行く時間・人員を省力化できる、HPAI シーズン中でも確認できるといった利点があり、根気強い指導につながった。

以上の工夫により、従来の指導法に比べ、農場側の理解や実行力が向上し、効果的な衛生管理基準の遵守が達成された。

表 5: 指導後の飼養衛生管理基準遵守

○: 遵守 ×: 不遵守

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	指導後
13. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	×	×	○
14. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	×	×	○
15. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	×	×	○
20. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	×	×	○
21. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	×	×	○
24. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	×	×	○
26. ねずみ及び害虫の駆除	○	○	○
3. 飼養衛生管理マニュアルの作成・改善及び従事者等への周知	×	○	○
27. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	×	○	○
31. 衛生管理区域から退出する車両の消毒	×	×	○
32. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	×	×	○
8. 埋却等に備えた措置	×	○ ※廃棄物あり	○

今後の課題

飼養衛生管理基準遵守状況は改善したものの、鶏舎数の多さや農場構造の複雑さから、ネットや壁の隙間、長靴や手指消毒薬の消費など、不備を見逃しやすい。遵守状況の一時的な改善に満足せず、継続的な確認と改善が必要である。今後も指導の継続により、飼養衛生管理基準遵守状況を維持し、HPAI 発生防止に取り組んでいく。